

- 1 感染者に対して積極的疫学調査を徹底することとし、濃厚接触者に対して、14日間、健康観察を実施するとともに、外出自粛など感染者を増やさないような行動を要請する。
- 2 県が主催するイベント等について、今年度末まで、原則、延期・中止する。
 ただし、入学試験や卒業式など、参加者が限定され、かつ日程の変更や中止が困難なもの、感染機会を減らす工夫を徹底し、個別に開催を検討する。
 感染者が居住していた県央地区においては、県立の公の施設（別紙）は、今年度末まで、県民の施設利用を制限等する。（臨時休業を含む）
- 3 県民や市町村等に対して、事業所・施設等の臨時休業、イベント等の集会や外出の自粛などについて、一律の要請は行わないが、県の対応を踏まえた対応を要請する。特に、高齢者や基礎疾患を有する者、子どもなどの参加があるイベント等については、十分に留意して判断する。実施等する場合は、感染機会を減らす工夫の徹底を要請する。（学校は別途通知済みのものを参照）

（感染機会を減らす工夫の例）

- 風邪のような症状のある方の参加自粛を要請すること
- 参加者に対し、咳エチケットの徹底を要請すること
- 屋内でのイベント等は定期的な室内換気を十分に行うこと
- アルコール消毒液を会場の複数箇所に設置し、手指消毒を確実に実施すること
- イベント等の運営方法の変更、見直しについて工夫すること
 - ・ 開催時間の短縮、参加対象者の限定などの規模縮小
 - ・ 参加者の相互接触や対面での会話機会を減らすなどの工夫
 - ・ 食事提供の取りやめ

ただし、この対応方針は、今後の感染の広がり等を見ながら適宜見直す。